

信賴の原則の体系的地位と交通事故における適用範囲について

18H2056 工藤 佳祐

I. はじめに

相手方の無謀な行為によって引き起こされた交通事故で、相手が死傷した場合について行為者に過失を認めるのは、行為者にとって酷であるだけでなく、自動車の高速度交通機関としての効用も失わせることにならないだろうか。このような問題を受けて、信賴の原則が採用されるようになったのである。信賴の原則とは、「行為者がある行為をなすにあたって、被害者あるいは第三者が適切な行動をすることを信賴するのが相当な場合には、たとえその被害者あるいは第三者の不適切な行動によって結果が発生したとしても、それに対しては責任を負わない」とする原則である。この原則はもともと道路交通事故における過失認定の基準として、1930年代のドイツの判例で確立したものであり、昭和40年代頃から日本において採用されるようになった。信賴の原則については、過失の構造論と結びついて、その体系上の位置付けがまず問題となる。

道路交通の領域では、自動車対自動車の事故の場合、信賴の原則が適用されることについて争いはない。一方で、過去の判例では、相手方が歩行者である場合に信賴の原則の適用を認めないとするケースがあった。しかし、信賴の原則が紹介された昭和40年代から現代にかけて、道路交通を取り巻く環境が変化しているため、たとえ相手歩行者や自転車運転者であっても、その適切な行動を信賴してもよいのではないか。そこで、本稿では、交通事故において信賴の原則を適用すべきか否か、するとすればどのような場合に適用すべきかを検討していく。

II. 新旧過失論について

信賴の原則の体系的地位についての学説は、基本的に過失犯の構造論と結びついているため、本章では、信賴の原則の体系的地位に関する学説の検討に先立ち、過失犯の構造論について検討する。

まず、新過失論は基準行為をとったか否かを中心に過失犯を理解する見解であるが、その基準行為の内容が不明確であるという問題がある。そして基準行為を明確化しようとする、各種法規と同一のものとなるため、特別法上の義務違反が直ちに過失犯を基礎づけることになってしまい、処罰範囲が拡大するため、妥当でない。

新新過失論については、新過失論に対する批判がそのまま妥当するうえ、予見可能性の要件を危惧感で足りるとすることで、処罰範囲が広がり、結果責任を認めることになるため妥当でない。

このように見ると、予見可能性を中心に過失犯を理解する旧過失論または修正旧過失論が妥当なものと思われる。予見可能性は緩やかに解することもでき、そうすると結果責任になるという批判もあるが、この立場からは高度の予見可能性が求められているため、この批判はあたらない。また、旧過失論と修正旧過失論は過失を責任要素とするため、すべての結果を違法と評価すべきでないという批判もある。しかし、被害者の保護のために違法という評価はやむを得ないだろう。

それでは、旧過失論と修正旧過失論のいずれを妥当とすべきであろうか。結論的に、修正旧過失論は、旧過失論を修正して、結果が「実質的で許されない危険」を持つ行為から発生したものであることを要件とすることで、偶然発生した結果については過失にならないとし、処罰範囲の拡大を防ごうとしており、妥当な見解である。

III. 信賴の原則の体系的地位

信賴の原則は体系上どのように位置づけられるべきか。まず信賴の原則は過失論において議論されてきたものであるから、過失論の枠内で論ずるべきである。この観点からは、信賴の原則を相当因果関係の問題とする見解は支持することはできない。

新旧過失論について、私は、新過失論及び新新過失論は妥当でない結論付けたため、新過失論、新新過失論から信賴の原則を結果回避義務違反を否定する法理であるとする見解はとれない。違法性と責任の両方で作用するものであるとする見解もあるが、これも同様に結果回避義務を問題とする点で、新過失論的な考え方であり、妥当でない。旧過失論、修正旧過失論からは、予見可能性または予見義務違反がないとする法理であると位置づけるべきである。それでは、いずれを否定すべきであろうか。この点、予見義務は予見可能性の存在が前提となるが、旧過失論の立場から要求される高度な予見可能性が認められるのに、なぜその結果を予見しなくてもよいといえるのかという批判が、予見義務違反がないとする法理には妥当する。よって、予見可能性を否定する法理であると考えてのが妥当である。

修正旧過失論からは、構成要件の段階で客観的予見可能性についての判断を行う。この段階では、ただ単に過失犯の一般的な成立要件と変わりはない。しかし、客観的予見可能性のみで判断を行うと、行為者の個人の能力に応じた判断ができなくなる。この問題を解決するためには、責任段階において信賴の原則を作用させ、主観的予見可能性を否定すべきである。例えば、客観的予見可能性ありとされた場合でも、責任段階で信賴の原則が作用する結果、一般人に比べて運転に不慣れであるというような事情が考慮され、予見不可能とされれば過失が否定されるのである。

判例は、最高裁において、昭和40年代から明示的に信賴の原則が採用されるようになった。体系的地位に関する判例の立場は、予見義務と結果回避義務違反の両方を否定する傾向にある。

IV. 交通事故における適用範囲

判例において、自動車対自動車の交通事故の場合、信頼の原則は問題なく適用されている。問題となるのが自動車対自転車、自動車対歩行者の場合である。

自動車対自転車の場合について、白河簡判昭和 43・6・1 下刑 10 卷 6 号 631 頁は、自転車に乗る者も交通法規を守らなければならないから、信頼の原則の適用にあたっては自転車と他の車両を区別する理由はないとした。一方で、岡山地裁津山支判昭和 46・6・23 刑月 3 卷 6 号 806 頁は、自転車の運転は交通秩序に習熟していないため、自動車の運転者は自転車に乗った者に配慮して運転しなければならないとした。

自動車対歩行者の場合については、歩行者が急に道路に飛び出してきたような場合に信頼の原則を適用している。適用が否定された事例としては、自動車の運転者が前方を注視していなかった事例（東京高判昭和 42・5・26 下刑 9 卷 5 号 609 頁）や、雪で視界不良になっているうえ、道路脇に雪が溜まって歩行者が道路の中央を歩くことが想定される状況での事故の事例（札幌高判令和 2・6・11（Westlaw Japan 文献番号 2020WLJPCA06116004））などがある。適用が否定された事例を見ると、このような事情がある場合は自動車対自動車の事故でも信頼の原則は適用されないと考えられるから、信頼の原則は被害者が歩行者であっても問題なく適用されているといえるだろう。

自転車、歩行者との事故における信頼の原則の適用について、私は自動車対自動車の事故の場合と同様に判断すべきであると考え。交通事故を防止すべきなのは自動車の運転者だけではなく、自転車の運転者や歩行者も注意して事故を防止すべきであるからだ。自転車も注意して運転しなければ歩行者を死傷させる危険のある乗り物であるから、交通秩序に習熟していないからといって、不注意な運転をすることは許されないのである。そうであれば、自動車の運転者としては、自転車の運転者の適切な行動を信頼してもよいのである。また、歩行者も道路への飛び出しによって自らの生命が危険に晒されるだけでなく、別の事故を引き起こす危険性がある。よって歩行者は、基本的には無謀な横断をしないというだけで事故を防止できるのであるから、軽率な横断は避けるべきであるということができ、自動車の運転者は歩行者の適切な行動を信頼してもよいといえるのである。

V. おわりに

本稿で検討してきたことをまとめると、まず、過失の構造論について私は修正旧過失論をとる。修正旧過失論は予見可能性を中心に過失の有無を判断しており、さらに実質的で許されない危険の要件によって、偶然によって発生した結果を処罰範囲から外することができるため、妥当な立場である。

信頼の原則については、修正旧過失論の立場から、構成要件段階で客観的予見可能性を否定するという過失犯の一般的成立要件を言い現わすものであると同時に、責任段階で主観的予見可能性を否定するものであるとした。

判例は、信賴の原則によって結果予見義務及び結果回避義務を否定している。私見によれば、信賴の原則が適用される場面では、予見可能性が否定されると解すべきである。

「信賴してもよい」とされる理由を考えると、相手方の不適切な行動は通常ではありえないものであり、それを予見することはできないのであるからこそ、相手方が適切に行動することの信賴が許されるのである。

交通事故における信賴の原則の適用範囲について、判例では、自動車対自動車の場合は信賴の原則が問題なく適用されている。自動車対歩行者の場合も、実質的には同様に適用されていると思われる。自動車対自転車の場合には判断が分かれる。私は、事故の相手が自転車か歩行者かに関わらず、相手が自動車である場合と同様に判断すべきであると考え。よって、「相手が歩行者や自転車運転者であること」は信賴の原則の適用を否定する根拠とはならない。信賴の原則が適用されない事例として、東京高判昭和 55・6・12 高検速報 2436 号のように、先行する自転車を追い越す際に、その自転車が左右に大きく横揺れしていたことを認識していた場合などがある。このように、相手の危険な行為又はその予兆を認識していた（しえた）場合に信賴が許されなくなるのであって、そのことは相手が自動車運転者、自転車運転者、歩行者のいずれであっても変わることはない。